新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた上場制度上の対応に係る 有価証券上場規程等の一部改正について

2020年4月21日 株式会社東京証券取引所

I 改正趣旨

当取引所は、有価証券上場規程等の一部改正を行い、本年4月21日から施行します(詳細については規則改 正新旧対照表をご覧ください。)。

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大と長期化懸念は、マクロ経済の動向や企業業績に与える影響の不確実 性の増大を通じ、実体経済と株式市場の双方に大きなインパクトを与えております。

当取引所では、企業活動への影響度合いを踏まえ、上場会社及び上場申請会社に対する現行の上場制度の適用 につき、実態に応じた柔軟な取扱いを可能にするため、新型コロナウイルス感染症の影響に配慮した特例を新設 いたします。

Ⅱ 改正概要

- 1. 上場会社を対象とした対応
- (1) 債務超過
- 上場会社が、新型コロナウイルス感染症の影響により債務超過の状し・有価証券上場規程(以下「規程」 熊となった場合又は債務超過の状態が解消できない場合は、上場廃 止までの猶予期間を1年間から2年間に延長します。
- 2. 上場申請会社を対象とした対応
- (1) 監査意見
- 上場申請会社において、新型コロナウイルス感染症の影響により直 前事業年度における監査報告書に「限定付適正意見」が記載されて いる場合も基準を充足するものとします。

(2) 上場審査料

新型コロナウイルス感染症の影響により新規上場に至らなかった ・ 有価証券上場規程施行規則第7 場合であって、3年以内に再び新規上場申請を行うときは、上場審 香料を無料とします。

(備 考)

- という。) 第725条等
- ・指定替え基準についても1年間 の猶予期間を新設します。
- · 規程第722条
- ・一部指定、市場変更基準等につ いても同様とします。
- 03条の4

Ⅲ 施行日

- ・ 本年4月21日から施行します。
- ・ 項番1については、2020年3月13日以後の日を事業年度の末日又は上場廃止に係る猶予期間の最終日とするものから適用します。

以 上